

「えるぼし認定」を取得しました。

当社は、2020年1月21日に厚生労働省愛知労働局より、女性活躍推進法に基づく優良企業として「えるぼし認定」を取得しましたのでお知らせ致します。

「えるぼし認定」とは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と届け出をした企業のうち、女性の活躍推進が優良な企業が、厚生労働大臣より認定(えるぼし認定)を受けることができるものです。

当社は、今後も女性の活躍を推進し、全ての従業員がいきいきと活躍できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

基準適合一般事業主認定通知書

令和 2年 1月 21日

株式会社 三祐コンサルタンツ
代表取締役 久野 格彦 殿

令和 元年 12月 16日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 1

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
		○		○

愛知労働局長 



本件に関するお問い合わせ先
管理本部企画管理部